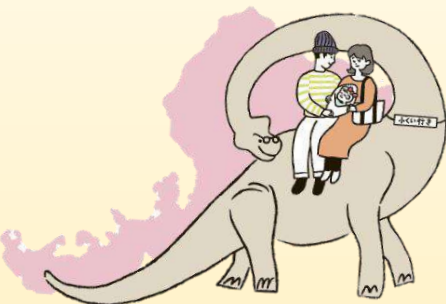


東京圏から福井へ移住される方へ

移住支援金最大100万円をサポート！



東京圏から福井県に移住し、
移住支援金対象法人に就業した方に

移住支援金(世帯100万円、単身60万円) を
支給する制度があります。ぜひご活用ください。

※東京圏以外からの移住者される方は、「移住支援金(全国型)」の対象となる可能性があります。実施市町(裏面)にお問い合わせください。
実施市町：敦賀市、あわら市、越前市

移住支援金(東京圏型)対象者の要件

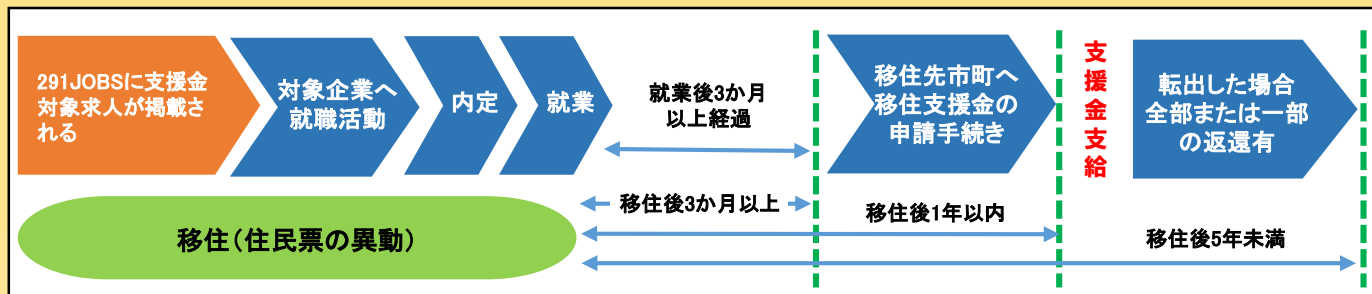
| | |
|------------|---|
| 移住元 | <ul style="list-style-type: none"> ●東京23区在住者または通勤者※(移住直前の10年間のうち通算5年以上) <p>※通勤者・・・移住直前の10年間のうち通算して5年以上、東京圏※1(条件不利地域※2 除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方</p> |
| 移住先 | <ul style="list-style-type: none"> ●2019年4月1日以降に下記市町※に転入した方 <p>福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、高浜町</p> <p>※対象市町が追加になる場合、HP等で公開します。また、転入時期については各市町にお問い合わせください。 ※2019年4月1日～12月26日に転入された方は、移住元の要件が異なります。詳しくは、移住先の市町にお問い合わせください。</p> |
| 就業先 | <ul style="list-style-type: none"> ●291JOBSに【移住支援金対象】と掲載されている求人へ新規就業された方 <p>※就業が決定する際に291JOBSを利用する必要はございません(同一求人情報であれば、ハローワーク求人でも可)。</p> |

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※2 下記に記載するホームページをご参照ください。

申請先

移住先の市町(上に記載した市町のみ) 詳しくは市町のホームページをご参照ください

申請の流れ (2019年4月1日～)



詳しくは福井県定住交流課ホームページをご確認ください。

福井県定住交流課

お問合せ先

福井県交流文化部定住交流課
移住定住G

(TEL) 0776-20-0387
(FAX) 0776-20-0644

移住支援金（東京圏型）対象者の詳細事項

| | |
|-------------------------|---|
| <p>対象者</p> | <p>●移住支援金（東京圏型）の対象者は次の（１）（２）（３）すべてに該当する方です。</p> |
| <p>(1)移住元の要件</p> | <p>●東京23区の在住者または通勤者（移住直前の10年間のうち通算5年以上）住民票を移す直前の10年間のうち通算して5年以上、かつ直前に連続して1年以上、次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京23区内に在住 または ●東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内に通勤 <p>※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。</p> <p>※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川 ※2 一都三県の条件不利地域の市町村 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、上津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村</p> |
| <p>(2)移住先の要件</p> | <p>●下記の市町への移住者（2019年4月1日以降の転入であること） 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、高浜町 ※対象市町は今後追加になる場合があります。</p> |
| <p>(3)就業要件</p> | <p>●291JOBSに移住支援金（東京圏型）の対象として掲載する求人¹に就職した方 291JOBS（https://291jobs.pref.fukui.lg.jp/uiturn/）</p> <p>●就業要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。 就業先が、291JOBSに【移住支援金対象】と掲載している企業であること。 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 上記求人への応募日が、291JOBSに、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。 |
| <p>世帯に関する要件</p> | <p>●世帯向けの金額(100万円)を申請する場合のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 申請書を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |

移住支援金のお問合せ先

- 福井市 未来創造課 移住定住促進室
[TEL:0776-20-5514](tel:0776-20-5514)
- ★●敦賀市 企画政策部ふるさと創生課 移住定住推進室
[TEL:0770-22-8111](tel:0770-22-8111)
- 小浜市 企画部 人口増未来創造課
[TEL:0770-64-6008](tel:0770-64-6008)
- 大野市 企画総務部政策局 総合政策課
[TEL:0779-64-4824](tel:0779-64-4824)
- 勝山市 商工観光・ふるさと創生課
[TEL:0779-88-8105](tel:0779-88-8105)
- 鯖江市 政策経営部 めがねのまちさばえ戦略課
[TEL:0778-53-2263](tel:0778-53-2263)

- 東京圏型（単身60万円、世帯100万円）
★全国型（実施市町によって内容が異なります。）
- ★●あわら市 市民協働課 移住空き家対策G
[TEL:0776-73-8003](tel:0776-73-8003)
- ★●越前市 企画部政策推進課 総合戦略推進室
[TEL:0778-22-3016](tel:0778-22-3016)
- 坂井市 総合政策部 企画情報課
[TEL:0776-50-3013](tel:0776-50-3013)
- 永平寺町 総合政策課
[TEL:0776-61-3942](tel:0776-61-3942)
- 南越前町 観光まちづくり課
[TEL:0778-47-8013](tel:0778-47-8013)
- 高浜町 総合政策課
[TEL:0770-72-7711](tel:0770-72-7711)